

人間文化研究機構研究支援者取扱規程

平成16年11月15日
規程第74号
平成25年3月26日改正
平成27年1月19日改正
平成27年2月23日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における科学研究費等の補助金（以下「科研費等」という。）による研究活動を推進するために雇用する研究支援者（以下「研究支援者」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 研究支援者は、科研費等の交付を受けた研究代表者又は研究費の配分を受けた研究分担者（以下「研究代表者等」という。）の指示のもとに、当該科研費等に係る研究遂行業務のみに従事するものとする。

(身分)

第3条 研究支援者の身分は、契約職員又はパートタイム職員とする。

(資格等)

第4条 研究支援者の対象は、当該科研費等による研究の遂行に必要な能力を有する研究者、技術者又は大学院博士後期課程に在籍する学生とする。ただし、当該科研費等の研究分担者は、除くものとする。

(契約期間)

第5条 研究支援者の契約期間は、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内とする。

- 2 契約期間は、当該科研費等の事業の期間を限度として、これを更新できるものとする。ただし、その期間は10年を超えない範囲とし、機構本部又は各機関において別に定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約期間は、2以上の期間（機構における有期雇用職員としての雇用契約期間）を通算して10年を超えることができないものとする。ただし、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約のうち、6月以上の空白期間があり当該空白期間前に雇用契約期間が満了しているものについては、通算契約期間に算入しない。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程における2以上の期間を通算した契約期間の取扱い等は法令等に定めるところによる。

(発明等)

第6条 研究支援者が各機関において行った研究によって生じた発明に係る特許を受ける

権利等の取扱いに関しては、別に定める人間文化研究機構知的財産規則を適用する。

(雇用に係る経費)

第7条 研究支援者の雇用に係る経費は当該科研費等の直接経費から支出するものとし、研究代表者等は、当該経費相当額を、所定の手続を経て、当該科研費等から機構長に納めなければならない。

(雇用手続、給与、その他の雇用条件等)

第8条 研究支援者の雇用手続、給与、その他の雇用条件等は、本規程に定めるもののほか、別に定める大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約職員就業規則又は大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則による。

(無期労働契約転換職員に対する本規程の適用)

第8条の2 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条及び労働契約法の特例(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2)の規定に基づき、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)へ転換した者(以下「無期労働契約転換職員」という。)で、無期労働契約へ転換した直前に本規程が適用されていた者については、本規程(第5条の規定のうち、有期労働契約を前提とする規定を除く。)を適用する。

2 前項に定めるもののほか、無期労働契約転換職員の労働条件について必要な事項は、機構長が別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究支援者の取扱いに関し必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(雇用契約期間の経過措置)

第2条 この規程の施行日前に有期労働契約を締結した者のうち、その者の職務の内容等を考慮して、通算して5年を超える雇用契約期間の延長が必要であると機構長が特に認めた場合は、通算して10年を超えない範囲で更新できるものとする。